

愛媛大学E.U. Regional Commons利用規程

（令和4年9月7日
制 定）

（趣旨）

第1条 この規程は、愛媛大学E.U. Regional Commons（以下「本施設」という。）の利用及び利用手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用目的）

第2条 本施設は、愛媛大学（以下「本学」という。）の地域ステークホルダーとの交流及び本学からの情報発信を主たる目的とし、教育・研究、社会貢献及び国際交流等に関する各種イベント、講演、講義、ミーティング等の用に供するものとする。

（管理者）

第3条 本施設の利用に関する管理者（以下「管理者」という。）は、愛媛大学長とする。

（利用者の範囲）

第4条 本施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員及び学生
- (2) 本学の地域ステークホルダー
- (3) その他管理者が適当と認めた者

（施設の利用）

第5条 本施設の利用は、次の各号に掲げるスペースごとに、本規程に基づき、利用するものとする。

- (1) 地域交流スクエア（1階）
- (2) メディアフロント（2階）
- (3) 地域サステナビリティスペース（3階）
- (4) 多目的室（3階）

（利用日時）

第6条 利用可能な日時は、次に掲げる閉館日を除いた日の8時30分から21時までとし、メディアフロント（2階）については、8時30分から17時までとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めた場合は、臨時に閉館又は開館することができる。

（利用の許可）

第7条 本施設は、第2条に定める利用目的に合致する各種イベント等に利用することができる。

2 地域交流スクエア（1階）については、第4条に掲げる者は、予約なしで利用することができる。ただし、地域交流スクエア（1階）を占有的に利用しようとする場合は、原則として利用予定日の7業務日前までに「愛媛大学E.U. Regional Commons施設予約システム」（以下「予約システム」という。）に必要事項を登録し、管理者の許可を受けなければならない。

3 メディアフロント（2階）、地域サステナビリティスペース及び多目的室（3階）を利用しようとする者は、原則として利用予定日の7業務日前までに予約システムに必要事項を登録し、管理者の許可を受けなければならない。

4 前2項の許可を受けた者が、利用予定日時を変更しようとするとき又は利用を中止しようとするときは、速やかに管理者に申し出て、許可を受けなければならない。

(利用許可の取消等)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

(1) 本学の行事等で本施設の利用が必要となったとき。

(2) 利用者がこの規程及び別に定める愛媛大学E.U. Regional Commons利用案内（以下「利用案内」という。）を遵守しないとき。

(3) その他管理運営上支障があると認めたとき。

(利用者の遵守義務)

第9条 利用者は、この規程及び利用案内を遵守するとともに、本施設の施設、設備等の保全及び秩序の維持に努めなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失により施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、本学の指示に従い、損害を賠償しなければならない。

(学外者の利用手続き)

第11条 第4条第2号及び第3号に掲げる者のみで、地域交流スクエア（1階）を占有的に利用しようとする場合並びにメディアフロント（2階）、地域サステナビリティスペース及び多目的室（3階）を利用しようとする場合は、国立大学法人愛媛大学固定資産等一時使用承認事務取扱要項の定めるところによる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年9月7日から施行する。